

## 令和7・8年度新潟市建設コンサルタント業務

### 入札参加資格審査申請書提出要領

定期申請（新規申請・継続申請）

追加申請（新規申請・業種追加申請）

**定期申請**…令和7・8年度入札参加資格者名簿への登載のため、令和7年1月に受け付ける申請です。

令和5・6年度名簿に登載がある場合は「継続申請」、登録がない場合は「新規申請」が必要です。

**追加申請**…定期申請終了後、4か月ごとに申請を受け付けます。定期申請をしておらず、令和7・8年度入札参加資格者名簿への登載を希望する場合は「新規申請」、すでに令和7・8年度入札参加資格者名簿へ登載されていて、登録業種を追加・変更したい場合は「業種追加申請」が必要です。

## 1. 電子申請

新潟市ホームページから電子入札システムによる電子申請を行ってください。

<申請受付期間>

定期申請	令和7年	1月7日(火)	～	令和7年	1月31日(金)	
追加申請	1期	令和7年	6月2日(月)	～	令和7年	6月16日(月)
	2期	令和7年	10月1日(水)	～	令和7年	10月15日(水)
	3期	令和8年	2月2日(月)	～	令和8年	2月16日(月)
	4期	令和8年	6月1日(月)	～	令和8年	6月15日(月)
	5期	令和8年	10月1日(木)	～	令和8年	10月15日(木)

<電子入札システムの稼働時間>

平日午前8時～午後9時(水曜日は午後6時まで)

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」)を除く。

## 2. 書類提出(新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)を利用)

電子入札システムによる電子申請後、添付書類を新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)から提出してください。

※e-NIIGATAの利用には、利用者登録が必要です。

※申請内容について市から問い合わせる場合がありますので、提出書類は確認できるようにしておいてください。

※新潟市への申請は、新潟市水道局及び新潟市民病院への申請も兼ねています。

<提出期限>

4頁に掲げる各期書類提出期限をご確認ください。

※期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類の提出が見込めない場合などは、申請を無効とすることがあります。

### ○問い合わせ先(申請内容について)

新潟市 財務部 契約課 工事契約係	TEL 025-226-2217 (直通)
新潟市水道局 総務部 経理課 契約係	TEL 025-232-7322 (直通)
新潟市民病院事務局 管理課 施設グループ	TEL 025-281-5151 (代表) (内線3111)

### ○電話相談窓口「ヘルプデスク」(電子入札システム入力方法について)

開設時間 平日午前9時～午後5時 ※休日等を除く

電話番号 TEL 0570-200-192

## －目次－

1	申請対象者	3
2	申請できる方	3
3	申請方法	4
4	申請期間等	4
5	電子申請の流れ	
	（1）新規申請	4
	（2）継続申請	5
6	業種・種目について	6
7	その他システム入力上の注意事項	7
8	資格認定後、申請内容に変更等があった場合	8
9	提出書類等	9
別表	業種（種目）の資格	14
	業種／種目コード表（建設コンサルタント）	15

新潟市（水道局、市民病院を含む）が発注する建設コンサルタント業務の入札に参加を希望される方は、新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱及び以下の内容をよくお読みいただいた上で、電子申請及び新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から必要書類の提出を行ってください。

## 1 申請対象者

14頁「別表 業種（種目）の資格」の業種（種目）ごとに「資格審査を申請することができる者」に該当する方。

※業種、種目の詳しい区分は、15～16頁「業種／種目コード表（建設コンサルタント）」をご覧ください。

※新潟市では「業種・部門」については「業種（種目）」として整理していますのでご注意ください。

## 2 申請できる方

次の各号の全てに該当する方です。入札参加資格の認定後に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
- (2) 新潟市税を滞納していない者
- (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 次のア～キのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
  - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 申請方法

新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp>) から電子入札システムによる電子申請を行ってください。4～5頁に電子申請の流れを掲載しています。

その後、下記期限までに9～10頁に掲げる添付書類を新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA) から提出してください。

### 4 申請期間等

#### (1) 電子申請期間及び参加資格の有効期間

	電子入札システムによる 電子申請期間	新潟市オンライン 申請システム (e-NIIGATA) からの 書類提出期限	有効期間開始日
定期申請	令和7年1月7日～31日	令和7年2月7日	令和7年4月1日
追加申請1期	令和7年6月2日～16日	令和7年6月30日	令和7年8月1日
追加申請2期	令和7年10月1日～15日	令和7年10月31日	令和7年12月1日
追加申請3期	令和8年2月2日～16日	令和8年2月27日	令和8年4月1日
追加申請4期	令和8年6月1日～15日	令和8年6月30日	令和8年8月3日
追加申請5期	令和8年10月1日～15日	令和8年10月30日	令和8年12月1日

※有効期間は各期とも令和9年3月31日までです。

#### (2) 電子入札システムによる電子申請受付時間（システムの稼働時間）

平日午前8時から午後9時（水曜は午後6時まで）

※休日等を除く

#### (3) 電話相談窓口「ヘルプデスク」

申請手続きの案内や電子入札システム入力の手助けをする電話相談窓口「ヘルプデスク」を設置しておりますので、ご利用ください。

開設時間 平日午前9時～午後5時 ※休日等を除く

電話番号 TEL 0570-200-192

### 5 電子入札システムによる電子申請の流れ

申請入力までの作業手順は下記のとおりです。入力方法については、【新規申請業者用】又は【登録業者用】業者登録サブシステム操作マニュアル（工事・コンサル兼用）をご参照ください。

#### (1) 新規申請（令和5・6年度に入札参加資格登録をしていない方または令和7・8年度中に追加申請を行う方）

- 1 「新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp>) 」にアクセスしてください。
  - 2 「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和7・8年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」  
([http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo\\_kojikonsal.html](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo_kojikonsal.html)) 」の順にクリックしてください。
  - 3 下記書類をダウンロードし、入力準備をしてください。
    - ・令和7・8年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（定期申請（新規・継続申請）・追加申請（新規・工種追加申請））
    - ・提出書類 様式各種
    - ・業者登録サブシステム操作マニュアル【新規申請業者用】
    - ・入力参考用紙（新規登録）※必要項目を書き込むことで入力作業がスムーズに行えます。
  - 4 令和7・8年度の入札参加資格審査新規申請・継続申請の項目中にある「新規申請」をクリックし、「業者登録サブシステムの使用方法」画面の「建設コンサルタント」の項目中にある「業者新規登録申請（令和7・8年度）」をクリックし、操作マニュアルに従って入力・申請を行ってください。
- ※「4」は電子申請受付期間中のみ可能です。期間外は入力できません。

## **（2）継続申請（令和5・6年度に入札参加資格登録をしていて、定期申請期間に継続して令和7・8年度の登録を希望する方）**

- 1 「新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp>) 」にアクセスしてください。
- 2 「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和7・8年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」  
([http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo\\_kojikonsal.html](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo_kojikonsal.html)) 」の順にクリックしてください。
- 3 下記書類をダウンロードし、入力準備をしてください。
  - ・令和7・8年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（定期申請（新規・継続申請）・追加申請（新規・工種追加申請））
  - ・提出書類 様式各種
  - ・業者登録サブシステム操作マニュアル【登録業者用】
- 4 令和7・8年度の入札参加資格審査新規申請・継続申請の項目中にある「継続申請」をクリックし、「登録業者ログイン画面」に、12月に郵送された「令和7・8年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格審査定期申請について」に記載されているID・パスワードを入力してください。
- 5 「登録業者メニュー」画面の「登録申請」の項目中にある「業者継続申請（令和7・8年度）」をクリックしてください。

- 6 「本社基本情報入力画面」に切り替わりますので、「入札参加資格審査申請（入力参考資料用）」のボタンをクリックしてください。現在の登録情報を確認するための資料を印刷できますので、継続申請入力を行う前に印刷し、一旦画面を閉じてください。

※申請入力中に一定時間入力を行わない場合、エラーとなり入力ができなくなります。

※印刷された資料には、現在の登録情報と、追加・変更が必要な項目に関して新情報を記載するための欄があります。変更等の必要がある項目の内容を確認のうえ下書きをすることで、入力作業がスムーズに行えます。

- 7 入力参考資料作成後、再度6の「業者継続申請（令和7・8年度）」画面の「本社基本情報入力画面」に入ります。操作マニュアルに従って、変更や追加等必要項目のみ入力・申請を行ってください。

※「4」以降は電子申請受付期間中のみ可能です。期間外は入力できません。

## 6 業種・種目について

### (1) 申請業種数

業種、種目いずれもいくつでも申請可能です。

### (2) 業種（種目）の実績について

営業実績で申請する種目がある場合、「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務（税込、円単位）の実績入力が必要です。実績は、申請月の1日から起算して過去2年間に完了したものとします。

なお、登録規程申請のみの場合は、実績入力は「0円」としてください。

<例1> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録する場合

【実績入力】 不要（0円）

【提出書類】 「道路」の登録証明書等の写し

<例2> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録、「鉄道」と「造園」の種目を「営業実績申請」で登録する場合

【実績入力】 「鉄道」と「造園」それぞれの「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務の金額を入力。

【提出書類】 「道路」については、登録証明書等の写し  
「鉄道」と「造園」については、業務内容が分かるそれぞれの代表的な1件の仕様書及び契約書の写し又はテクリス若しくは

アグリに完了登録した登録内容確認書の写し

※営業実績申請で、該当する実績がない場合は当該業種・種目の登録はできません。

## 7 その他システム入力上の注意事項

### (1) 法人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における13桁の法人番号を入力してください。

※個人番号（マイナンバー）ではありません。個人番号は入力しないでください。

※法人番号がないまたは不明な場合は入力不要です。

### (2) 資本金

資本金または出資総額の大きい方を入力してください。

### (3) 職員総数

申請日現在の職員数※を入力してください。

※雇用期間を特に限定することなく雇用された者（一定期間を定めて雇用され、反復更新されている者も含む。また、営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む）に、法人にあたっては取締役又はこれに準ずる常勤の者（監査役は除く）、個人にあつては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数。

### (4) 企業規模区分

「大企業」、「みなし大企業」、「中小企業」、「その他」から選択してください。

※中小企業基本法第2条第1項の基準を満たす者は「中小企業」を、基準を超える者は「大企業」を選択してください。

※同法第2条第5項に該当する者は「その他」を選択してください。

※資本金や常時雇用している従業員数などは同法第2条第1項に定められた中小企業に該当するが、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社は「みなし大企業」を選択してください。

### (5) 創業年月日

月日が不明な場合は4月1日と入力してください。

創業年月日と設立年月日が異なる場合は、若い方を入力してください。

### (6) 障がい者雇用状況・高齢者雇用状況・男女共同参画・「働きやすい職場づくり推進企業表彰」又は「健康経営認定」・協力雇用主



実態調査のための項目となりますので、いずれかを選択してください。

### (7) 経営情報入力

金額は、千円単位で入力してください。

なお、自己資本は、純資産合計を入力してください。

また、営業年数は、参加希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い日）からの営業年数を入力してください。

### (8) 債権者コード

新潟市会計課に口座振替申込をし、債権者コードを取得されている場合は、下7桁の番号を入力してください。不明な場合は空欄で構いません。

### (9) 誤入力があった場合

一度申請すると修正ができませんので、申請した内容に間違いがあった場合は、提出する申請書の余白に訂正箇所がわかるように記載したスキャンデータを提出してください。

## 8 資格認定後、申請内容に変更等があった場合

資格認定後に、所在地、代表者等に変更等があった場合は、令和7・8年度新潟市建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（変更申請）に基づき、速やかに変更の申請を行い、必要書類を提出してください。

### (1) 申請内容に変更があった場合

原則、電子申請を行ってください。

その後、電子申請日から5営業日以内に、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から書類を提出してください。

### (2) 登録証明書等の更新があった場合

業種・種目を登録規程で申請されている方で、有効期間の満了により更新等の通知を受けた場合は、写しを提出してください。

### (3) 事業の譲渡、会社の分割等を行った場合

「入札参加資格承継申請書」を提出してください。

### (4) 以下に該当する場合

「参加資格辞退届出書」を提出してください。

- ・合併等による会社の消滅又は解散があった場合
- ・営業を廃止した又は参加を辞退したい場合 等

## 9 提出書類等

(1) 提出書類一覧 ※各様式は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

### ア 新規申請・継続申請

記号	郵送・添付書類	対象者	様式	提出時の 注意事項
ア	入札参加資格審査申請書	全社（者）		注1
イ	電子申請受付完了画面	全社（者）		注1
ウ	委任状	契約締結権限等を支店・営業所等に委任する方	様式2	注2
エ	使用印鑑届	全社（者）	様式3	注3
オ	・法人：履歴事項全部証明書（写しも可） ・個人：確定申告書B、青色決算申告書、市県民税申告書の控えなど	全社（者）		注4
カ	賃貸借契約書等、委任先の所在地が確認できる書類	契約締結権限等在新潟市内の支店・営業所等に委任する方		注5
キ	建設コンサルタント業務資格者等調査表	建設コンサルタント（建築関係、土木関係）、地質調査を申請する方	様式5	注6
ク	営業実績等確認一覧表	全社（者）	様式6	注7
ケ	登録証明書等	登録規程に基づく登録を受けている業種（種目）を申請する方		注8
コ	営業実績があることを証明する書類	登録規程に基づく登録を受けていない業種（種目）、調査・試験業務、その他の業務を申請する方		注9
サ	暴力団等の排除に関する誓約書	全社（者）	様式7	注10
シ	国税の納税証明書	全社（者）		注11
ス	市の納税証明書	新潟市内に事業所がある方		注12
セ	東日本旅客鉄道株式会社 役員取引希望会社として登録されていることがわかる書類	東日本旅客鉄道株式会社に役員取引希望会社として登録されている方		注13

## イ 業種追加

記号	郵送・添付書類	対象者	様式	提出時の 注意事項
ア	入札参加資格審査申請書	全社（者）		注1
イ	電子申請受付完了画面	全社（者）		注1
キ	建設コンサルタント業務 資格者等調査表	変更又は追加がある方	様式5	注6
ク	営業実績等確認一覧表	全社（者）	様式6	注7
ケ	登録証明書等	登録規程に基づく登録を受けている業種（種目）を申請する方		注8
コ	営業実績があることを証明する書類	登録規程に基づく登録を受けていない業種（種目）、調査・試験業務、その他の業務を申請する方		注9

### (2) 提出方法

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から提出書類の電子データを提出してください。

- 1 「新潟市ホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp>）」にアクセス
  - 2 「オンラインサービス 申請・施設予約」→「新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）（外部サイト）」の順にクリック  
（<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home>）
  - 3 申請できる手続き一覧の「個人向け手続き」又は「事業者向け手続き」のいずれかをクリック
  - 4 キーワード検索、条件を指定して検索等から
    - ・令和7年1月の定期申請の場合  
「建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書類の提出（新規申請・継続申請）」を検索し、クリック
    - ・追加申請の場合  
「建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書類の提出（新規申請・業種追加申請）」を検索し、クリック
  - 5 内容詳細を確認し、次へ進むをクリック
  - 6 初めて e-NIIGATA を利用する場合は、「利用者の新規登録はこちら」をクリックし、利用者登録を行ってください。既に利用者登録をしている場合は、利用者 ID とパスワードを入力し、ログインしてください。
  - 7 必要事項を入力、添付書類の電子データをアップロードのうえ、申請を行ってください。
- 審査完了後、e-NIIGATA 経由で手続き完了のお知らせメールを送付します。

### (3) 提出にあたっての注意

- ・提出書類の形式は、原則 PDF としてください。
- ・ファイル名は、提出書類一覧に記載のある記号＋提出書類名としてください。  
(例) ア入札参加資格審査申請書  
エ使用印鑑届

- 注1 業者登録サブシステム操作マニュアルに従って入力し、申請書（5/5 申請内容確認画面）及び受付完了画面を出力したものを提出してください。
- 注2 委任期間は各期有効期間開始日から令和9年3月31日までです。
- 注3 社印（社名や部署名のみ印）を使用印とすることはできません。所在地、商号又は名称、代表者名は必ず記載してください。印鑑証明書は不要です。
- 注4 履歴事項全部証明書については、申請月の1日から起算して3カ月前以降に証明されたものを提出してください。  
確定申告書B、青色決算申告書、市県民税申告書の控えなどの写しについては、直近1年度分を提出してください。
- 注5 履歴事項全部証明書で委任先の所在地が確認できる場合は提出不要です。
- 注6 「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」を申請する方は、該当する業種の資格者の人数等を記載し、提出してください。
- 注7 申請する業種（種目）ごとに、「1. 登録規程申請」欄又は「2. 営業実績申請」欄に○印を付けてください。  
※電子申請により登録した業種（種目）に関してのみ記載してください。  
※本様式に記載しただけで、電子申請をしていない業種（種目）は登録できません。
- 注8 登録規程に基づく登録を受けている業種（種目）（「ク：営業実績等確認一覧表」の「1. 登録規程申請」欄に○印をつけたもの）は、登録証明書、登録更新通知又は現況報告書等の写しを提出してください。
- 注9 登録規程に基づく登録を受けていない業種（種目）及び調査・試験、その

他の業務を申請する方（「ク：営業実績等確認一覧表」の「2. 営業実績申請」欄に○印をつけたもの）は、参加月の1日から起算して過去2年間の営業実績があることを証明する書面（業務内容が分かる仕様書及び契約書又はテクリス（TECRIS）若しくはAGRISに完了登録した登録内容確認書1件）を提出してください。

注 10 支店長や所長等ではなく、本社代表者名を記載してください。代表者氏名のふりがな、生年月日は必ず記載してください。

注 11 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書を提出してください。

**法人**：納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

**個人**：納税証明書「その3の2」（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

※申請月の1日から起算して、3カ月前以降に証明されたものを提出してください。

#### 国税の納税証明書交付申請について

- 納税証明書の請求先は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署です。
- 税務署へお越しの際は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。
- 納税証明書交付請求書及び委任状は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



※納税証明書は、税務署窓口での待ち時間の短縮が可能なオンライン請求や、電子納税証明書（PDF）がとても便利です（XML形式はご利用いただけません）。詳しくは、e-Taxホームページ「納税証明書の交付請求について」等をご確認ください。



e-Taxホームページ  
納税証明書の交付請求について



国税庁動画チャンネル  
電子納税証明書のご案内



スマホからの  
オンライン請求はこちらから

注 12 新潟市に納税義務がある方は、「新潟市入札用」の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの）を提出してください。

※申請月の1日から起算して、1カ月前以降に証明されたものを提出してください。ただし、令和7年1月の定期申請時のみ、2カ月前以降に証明されたものも有効とします。

○ 申請書及び委任状は、市のホームページからダウンロードできます。

>> 証明等の種類と手数料

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei\\_eturan/shurui\\_tesuuryou.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html)

○ 申請場所：市民税課（古町ルフル3階）、中央区を除く各区区民生活課、出張所

○ 来庁者の本人確認をしますので、本人確認書類を持参してください。

>> 市税の証明申請における本人確認書類

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei\\_eturan/shiminzei.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shiminzei.html)

○ 法人の場合は、本社代表者印を押印した申請書又は委任状を持参してください。申請書には、本社の住所、法人名、代表者名を記載します。

○ 個人の場合、同一世帯の親族以外の方が来庁して申請するときは、証明対象者本人が署名または記名・押印した委任状が必要です。

○ 1カ月以内に納税（口座振替を含む）した人は、必ず領収書又は口座振替された通帳やそのコピーを持参してください。納税が確認できない場合、証明書を発行できません。

○ 郵送やオンラインからも申請が可能です。手続きについて詳しくは、ホームページをご確認ください。

>> 郵便で申請するときに必要なもの

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei\\_eturan/yubinshinsei.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/yubinshinsei.html)

>>新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home>

注 13 東日本旅客鉄道株式会社における役務取引希望会社として登録されている場合は、下記書類の写しを提出してください。

- ・様式第16号 役務選定申込書
- ・様式第17号 登録事業及び申請役務種類
- ・様式第18号 営業所所在地等 ※契約委任する場合

**別表 業種（種目）の資格（新潟市では「※印」は種目として整理）**

資格業種 （種目）	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者 （1～4のいずれかの要件を満たすもの）
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	1 測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
建築関係建設コンサルタント業務 （一級建築設計業務を除く）	建築物若しくは建築設備の設計、積算又は調査	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者 4 当該業務の営業実績を有する者
※一級建築設計業務		1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務 （土地家屋調査を除く）	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
※土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは家屋に関する調査、測量又は申請手続	1 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	1 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
調査・試験業務 （計量証明を除く）	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	1 当該業務の営業実績を有する者
※計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	1 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
土地区画整理業務	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業	1 当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	1 当該業務の営業実績を有する者

## 業種／種目コード表(建設コンサルタント)

コード	業種名	コード	種目名	備考
001	測量	010	一般測量	営業実績での登録はできません
		020	航空測量	営業実績での登録はできません
		030	地図の調整(簡易設計)	営業実績での登録はできません
002	建築関係建設 コンサルタント	010	一級建築設計	営業実績での登録はできません
		020	その他建築一般	
		030	意匠	
		040	構造	
		050	暖冷房	
		060	衛生	
		070	電気	
		080	建築積算	
		090	機械設備計算	
		100	電気設備計算	
		110	調査	
003	土木関係建設 コンサルタント	010	河川、砂防及び海岸	
		020	港湾及び空港	
		030	電力土木	
		040	道路	
		050	鉄道	
		060	上水道及び工業用水道	
		070	下水道	
		080	農業土木	
		090	森林土木	
		100	造園	
		110	都市計画及び地方計画	
		120	地質	
		130	土質及び基礎	
		140	鋼構造及びコンクリート	
		150	トンネル	
		160	施工計画・設備、積算	
		170	建設環境	
		180	建設機械	
		190	水産土木	
200	電気・電子			
210	廃棄物			
999	その他			
004	地質調査	010	地質調査	



コード	業種名	コード	種目名	備考
005	補償 コンサルタント	010	土地調査	
		020	土地評価	
		030	物件	
		040	機械工作物	
		050	営業補償・特殊補償	
		060	事業損失	
		070	補償関連	
		080	土地家屋調査	営業実績での登録はできません
		090	不動産鑑定(廃止)	登録しないでください
		100	登記手続等	営業実績での登録はできません
		110	総合補償	
		999	その他	
006	不動産鑑定	010	不動産鑑定	営業実績での登録はできません
007	土地区画整理	010	土地区画整理	
008	調査・試験	010	計量証明	営業実績での登録はできません
		020	雪氷調査	
		030	海洋調査	
		040	環境調査	
		050	生態系調査	
		060	CBR 調査	
		999	その他	
009	その他	010	交通量調査業務	
		020	施設管理委託業務	
		999	その他	

※種目コード：999「その他」で登録する場合は、電子申請において、業務内容を入力してください。

※「不動産鑑定」で登録を希望する際は、「業種コード：005－種目コード：090」ではなく、「業種コード：006－種目コード：010」で申請してください。